

久世氏関宿藩領地

—陸奥国信夫郡の成立と変遷について—

中 村 正 己

はじめに

藩主久世輝之の時代に下総国の領地を割いて領分地とした。その時の支配下にあつた村々は、次のとおりである。

本誌創刊号と第一号において、近世中期・後期関宿藩が支配した下総国猿島郡・葛飾郡、武藏国葛飾郡、相模国、和泉国の領地は既に記述したもので、今号は、陸奥国信夫郡（現福島市）九ヶ村の領地変遷について検討してみるとこととした。

関宿藩領以前の陸奥国信夫郡内九ヶ村領地は、大森代官所支配幕府や二本松預り地であった。

後に久世氏三代暉之時代に初めて関宿藩領地となり、四代広明時代の前期まで支配がなされ、その後当該村は、幕府領や会津藩預り地となる。更に五代藩主広誉時代から幕末・維新期まで、土湯村を除く八ヶ村は再び関宿藩領地となつた。

— 第一次支配

第一次支配は、延享四年（一七四七）七月から明和六年（一七六九）十一月迄の二十二年間であつた。

関宿藩は、この前田御役所に代官、手代二名を派遣して領地の支配を

高一〇五八石六斗五升五合

前田村

高一二六六石六斗三合

小嶋田村

高九三〇石二斗六升

山田村

高八二〇石一斗七升四合

下名倉村

高一四六六石六斗

小倉村

高七八八石二斗九升三合

永井川村

高一七一七石九斗五升四合

浅川村

高五〇〇石余

成田村

高四九石四斗四合

土湯村

この総高は、八五九七石九斗四升余であつた。これらの村々は、山間部の土湯村をのぞいては、福島盆地の西南部にあり、山端にそつた、耕地、水利なども比較的めぐまれた土地柄であつた。

領域成立と共に前田村に陣屋が設けられた。陣屋の規模は「常栄寺屋敷跡八畝歩」とある。

行つた。歴代役人名についてはすべてを知ることはできないが、天保九年（一八三八）頃の役人として「御代官倉持宣輔、手代広瀬多蔵、小野安蔵」、嘉永四年（一八五二）「御代官栗山順輔、手代山岸新平、龜谷万蔵」の名がみえる。

延享四年九月「関宿領山田村差出帳」によると、山田村の石高（分米）は、下々畠壱町三反三畝廿七歩で五石壱斗四升三合で、他に本免として、夫錢、足前、柿木役、七百文替出目、口永、二升口米などが記されており、これらは慶長期上杉景勝支配知行所の公租が引き継がれたものである。小物成は、漆木役、綿役、雉子役、山札役、鉄砲役、紙舟役、糸目役を「年々上納仕來り申候」とある。漆木役は、上納が永三百弐拾文で割付けられたが「漆木之義は枯失無御座候得共、御役永ハ上納仕申候」、つまり漆木は枯死にもかかわらず年貢は上納しなさいという意味である。

また、奥羽の諸大名が参勤交代で往来する時は、八丁目宿、浅川宿、清水町宿等へ大助郷として人馬差出すことが命じられた。馬持ち無き百姓は「（前略）賃馬相雇、壱匹ニ付き増銭、時節ニ五百文壹貫文も駄賃外増銭仕、御荷物附送申候」宿駅助郷が課せられた。

一方、関宿藩久世氏「御家中御物定法」によると、奥州山田村に御仕置有之候立合時は、御徒目付へ金三分、町組小頭へ金壱分、組目付・町同心へ錢五百文、御中間へ錢二百文の御手当金が支給されている。

更に文化四年（一八〇四）における泉州、奥州代官の引越し費用手当として代官は五両弐分のうち三両が御手当、弐両弐分が拝借金。手代は壱両であった。

二 第二次支配

藩主広誉時代の天明七年（一七八七）十月に再び関宿藩領となつた。

その支配村は、土湯村をのぞく八ヶ村であり、この年は天明三年の大凶作に続く凶作であった。とくに七月に大洪水に見舞われた関宿藩は「世

上一統食物払底ニ相成、当春以来諸穀次第ニ高値ニ相成、前代未聞之相

夫錢、足前、柿木役、七百文替出目、口永、二升口米などが記されており、これらは慶長期上杉景勝支配知行所の公租が引き継がれたものである。小物成は、漆木役、綿役、雉子役、山札役、鉄砲役、紙舟役、糸目役を「年々上納仕來り申候」とある。漆木役は、上納が永三百弐拾文で割付けられたが「漆木之義は枯失無御座候得共、御役永ハ上納仕申候」、つまり漆木は枯死にもかかわらず年貢は上納しなさいという意味である。

また、奥羽の諸大名が参勤交代で往来する時は、八丁目宿、浅川宿、清水町宿等へ大助郷として人馬差出すことが命じられた。馬持ち無き百姓は「（前略）賃馬相雇、壱匹ニ付き増銭、時節ニ五百文壹貫文も駄賃外増銭仕、御荷物附送申候」宿駅助郷が課せられた。

一方、関宿藩久世氏「御家中御物定法」によると、奥州山田村に御仕置有之候立合時は、御徒目付へ金三分、町組小頭へ金壱分、組目付・町同心へ錢五百文、御中間へ錢二百文の御手当金が支給されている。

更に文化四年（一八〇四）における泉州、奥州代官の引越し費用手当として代官は五両弐分のうち三両が御手当、弐両弐分が拝借金。手代は壱両であった。

藩主広誉時代の天明七年（一七八七）十月に再び関宿藩領となつた。その支配村は、土湯村をのぞく八ヶ村であり、この年は天明三年の大凶作に続く凶作であった。とくに七月に大洪水に見舞われた関宿藩は「世上一統食物払底ニ相成、当春以来諸穀次第ニ高値ニ相成、前代未聞之相夫錢、足前、柿木役、七百文替出目、口永、二升口米などが記されており、これらは慶長期上杉景勝支配知行所の公租が引き継がれたものである。小物成は、漆木役、綿役、雉子役、山札役、鉄砲役、紙舟役、糸目役を「年々上納仕來り申候」とある。漆木役は、上納が永三百弐拾文で割付けられたが「漆木之義は枯失無御座候得共、御役永ハ上納仕申候」、つまり漆木は枯死にもかかわらず年貢は上納しなさいという意味である。

また、奥羽の諸大名が参勤交代で往来する時は、八丁目宿、浅川宿、清水町宿等へ大助郷として人馬差出すことが命じられた。馬持ち無き百姓は「（前略）賃馬相雇、壱匹ニ付き増銭、時節ニ五百文壹貫文も駄賃外増銭仕、御荷物附送申候」宿駅助郷が課せられた。

一方、関宿藩久世氏「御家中御物定法」によると、奥州山田村に御仕置有之候立合時は、御徒目付へ金三分、町組小頭へ金壱分、組目付・町同心へ錢五百文、御中間へ錢二百文の御手当金が支給されている。

更に文化四年（一八〇四）における泉州、奥州代官の引越し費用手当として代官は五両弐分のうち三両が御手当、弐両弐分が拝借金。手代は壱両であった。

藩主広誉時代の天明七年（一七八七）十月に再び関宿藩領となつた。その支配村は、土湯村をのぞく八ヶ村であり、この年は天明三年の大凶作に続く凶作であった。とくに七月に大洪水に見舞われた関宿藩は「世上一統食物払底ニ相成、当春以来諸穀次第ニ高値ニ相成、前代未聞之相夫錢、足前、柿木役、七百文替出目、口永、二升口米などが記されており、これらは慶長期上杉景勝支配知行所の公租が引き継がれたものである。小物成は、漆木役、綿役、雉子役、山札役、鉄砲役、紙舟役、糸目役を「年々上納仕來り申候」とある。漆木役は、上納が永三百弐拾文で割付けられたが「漆木之義は枯失無御座候得共、御役永ハ上納仕申候」、つまり漆木は枯死にもかかわらず年貢は上納しなさいという意味である。

また、奥羽の諸大名が参勤交代で往来する時は、八丁目宿、浅川宿、清水町宿等へ大助郷として人馬差出すことが命じられた。馬持ち無き百姓は「（前略）賃馬相雇、壱匹ニ付き増銭、時節ニ五百文壹貫文も駄賃外増銭仕、御荷物附送申候」宿駅助郷が課せられた。

一方、関宿藩久世氏「御家中御物定法」によると、奥州山田村に御仕置有之候立合時は、御徒目付へ金三分、町組小頭へ金壱分、組目付・町同心へ錢五百文、御中間へ錢二百文の御手当金が支給されている。

更に文化四年（一八〇四）における泉州、奥州代官の引越し費用手当として代官は五両弐分のうち三両が御手当、弐両弐分が拝借金。手代は壱両であった。

藩主広誉時代の天明七年（一七八七）十月に再び関宿藩領となつた。その支配村は、土湯村をのぞく八ヶ村であり、この年は天明三年の大凶作に続く凶作であった。とくに七月に大洪水に見舞われた関宿藩は「世上一統食物払底ニ相成、当春以来諸穀次第ニ高値ニ相成、前代未聞之相夫錢、足前、柿木役、七百文替出目、口永、二升口米などが記されており、これらは慶長期上杉景勝支配知行所の公租が引き継がれたものである。小物成は、漆木役、綿役、雉子役、山札役、鉄砲役、紙舟役、糸目役を「年々上納仕來り申候」とある。漆木役は、上納が永三百弐拾文で割付けられたが「漆木之義は枯失無御座候得共、御役永ハ上納仕申候」、つまり漆木は枯死にもかかわらず年貢は上納しなさいという意味である。

また、奥羽の諸大名が参勤交代で往来する時は、八丁目宿、浅川宿、清水町宿等へ大助郷として人馬差出すことが命じられた。馬持ち無き百姓は「（前略）賃馬相雇、壱匹ニ付き増銭、時節ニ五百文壹貫文も駄賃外増銭仕、御荷物附送申候」宿駅助郷が課せられた。

藩主広誉時代の天明七年（一七八七）十月に再び関宿藩領となつた。その支配村は、土湯村をのぞく八ヶ村であり、この年は天明三年の大凶作に続く凶作であった。とくに七月に大洪水に見舞われた関宿藩は「世上一統食物払底ニ相成、当春以来諸穀次第ニ高値ニ相成、前代未聞之相夫錢、足前、柿木役、七百文替出目、口永、二升口米などが記されており、これらは慶長期上杉景勝支配知行所の公租が引き継がれたものである。小物成は、漆木役、綿役、雉子役、山札役、鉄砲役、紙舟役、糸目役を「年々上納仕來り申候」とある。漆木役は、上納が永三百弐拾文で割付けられたが「漆木之義は枯失無御座候得共、御役永ハ上納仕申候」、つまり漆木は枯死にもかかわらず年貢は上納しなさいという意味である。

また、奥羽の諸大名が参勤交代で往来する時は、八丁目宿、浅川宿、清水町宿等へ大助郷として人馬差出すことが命じられた。馬持ち無き百姓は「（前略）賃馬相雇、壱匹ニ付き増銭、時節ニ五百文壹貫文も駄賃外増銭仕、御荷物附送申候」宿駅助郷が課せられた。

り、復興策を図った。

商品作物として、永井川村では養蚕業を営み、蚕種の製造家では、種
繭を丸森より買入、それを生産し銘柄「光白屋」と称し郡内をはじ
め越中・信州・近江・武州の各国へ注文販売をおこなっていた。
天保九年二月前田領分并人別取調書上帳をみると、支配村の村高、免
付け、家数、人別は次のとおり記されている。

小嶋田村		一高千二百六拾三石六斗三合	
此免相	四ツ三厘三毛	一家数七拾軒	人別合三百六拾壱人 内百八拾九人
百七拾弐人	女 男	百七拾弐人	女 男
一高千四百六拾七石六斗	此免相 三ツ壹分四厘六毛	一高五百六拾壹石九斗六升五合	人別合五百七拾壱人 内三百七人
一家数百拾七軒	女 男	此免相 三ツ九分九厘壹毛	武百六拾四人 女 男
成田村	女 男	一家數合三拾四軒	人別合百五拾三人 内八拾六人
永井川村	女 男	六拾七人	武百六拾四人 女 男
浅川村	女 男	七拾七人	人別合三百五拾六人 内百七拾九人
下名倉村	女 男	百七拾七人	百七拾九人 女 男
一高八百式拾弐石壹斗七升	此免相 三ツ六分六厘六毛	一高七百八拾四石八斗八升	人別合六拾九人 内九拾弐人
一家數四拾四軒	女 男	七拾七人	七拾七人 女 男
人別合式百三拾六人 内百拾九人	百拾七人	此免相 三ツ七分六厘七毛	此免相 三ツ七分六厘七毛
一高千七百拾七石九斗五升九合	此免相 武ツ六分	一高千五百六拾壹石九斗六升五合	一家數四拾軒

一家数百七軒

人別合五百四拾四人 内式百九拾四人 男

式百五拾人 女

右者当領分高并人別取調書面之通り相違無御座候以上

天保九戌年 二月

前田年番所

この史料によると信夫郡八ヶ村の合計高は、八千六百七石一斗二升七合である。村高の多いのは、浅川村一七一七石余を筆頭に、小倉村、小嶋田村、前田村が一〇〇〇石を超えていた。年貢は、山田村の四割一分と小嶋田村の四割三厘が高免、他村は三割前後であった。そして総戸数は五四六軒で一〇〇軒を超えるのは小倉村と浅川村だけで、そのほかは、三四軒から七四軒の間という小村であった。総人口数は、二六六一人（内男一四〇九人、女一二五三人）で大村の小倉村と浅川村が五〇〇人余であつた。

むすびにかえて

近世中期を中心として、福島地方の信夫郡並びに伊達郡をとりまく領地は、幕領と下村藩領、足守藩領、刈谷藩領、新発田藩領、関宿藩領、二本松藩領、宇都宮藩領の私領が錯綜していた。そして各藩は、支配地に陣屋を置き、分領としての村替えが行われた。

また、幕領のうち会津藩や仙台藩領等の預かり地となつた村々もあつた。

このような複雑な支配が行われていたため農民の間では入会山や用水並びに堰普請に関わる争論がたびたび起きたのが特徴的であった。

【参考文献】

- ・福島市史編纂委員会「福島市史」近世資料編Ⅰ 第七巻
- ・福島市史編纂委員会「福島市史」近世資料編Ⅱ 第八巻
- ・福島市史編纂委員会「福島市史」近世Ⅱ（通史編） 第三巻
- ・福島市史編纂委員会「福島市史」別巻「福島の町と村Ⅰ」
- ・林保「町史研究資料 関宿久世氏御定法」
- ・「救急安民録法書」（天明七年七月） 茨城県猿島郡境町大字金岡 稲垣昭雄家所蔵文書

（境町教育委員会町史編さん室）